

議案第 20 号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年墨田区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「の規定に基づく」を「に規定する」に改める。

第 6 条第 3 項中「高さには」の次に「、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合を除き」を加える。

第 15 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第 1 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の項中「及び平成 24 年墨田区告示第 207 号」を「、平成 24 年墨田区告示第 207 号及び平成 27 年墨田区告示第 9 号」に改める。

別表第 2 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の部東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 C 地区の項及び東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 D 地区の項中「定められた区域」を「定められた地区」に改め、同部に次のように加える。

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 E 地区	平成 27 年墨田区告示第 9 号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、E 地区に定められた地区
	平成 27 年墨田区告示第 9 号に

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 F 地区	定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、F 地区に定められた地区
--------------------------------	--

別表第 3 に次のように加える。

6 の 6 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 E 地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号、第 7 項各号及び第 8 項から第 10 項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60 平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。			28メートル						

6 の 7 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 F 地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号、第 7 項各号及び第 8 項から第 10 項までのいずれかに該当す		60 平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用			22メートル。ただし、東京都市計画高度地区による第 3 種高度地区の指定区域内における建築物の各部分						

<p>る営業の用途に供するもの</p>	<p>する場合には、この限りでない。</p>	<p>の高さは、2.2メートル以下で、かつ当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。</p>						
---------------------	------------------------	---	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更により、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域に2つの地区が追加されることに伴い、当該地区

の建築物の用途等の制限について定める必要がある。